

大仙美郷介護福祉組合建設工事条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定を準用し、大仙美郷介護福祉組合財務規則（平成14年規則第7号、以下「規則」という。）第103条の規定により公告する。

令和5年9月25日

大仙美郷介護福祉組合

管理者 老松博行

1 入札の方法

本工事は、入札参加資格確認申請、入札等の手続を紙入札方式により行う。

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大仙市入札参加有資格者名簿又は美郷町入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 秋田県建設業者等級格付名簿（発注概要書に示す格付工種及び等級）に登載されていること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可（当該「工事別発注概要書」（以下「発注概要書」という。）に示す許可業種及び許可区分）を受けていること。
- (5) 発注概要書に示す許可業種について、請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。
- (6) 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「大仙市建設工事入札参加者指名停止基準」又は「美郷町建設工事等入札参加者指名停止基準」に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 本工事に配置する監理技術者又は主任技術者（以下、「監理技術者等」という。）は、次により配置されなければならないこと。

① 発注概要書により専任の監理技術者等を要する場合

発注概要書に示す配置予定技術者の資格を有する者（当該入札参加者と直接的な雇用関係にあり、かつ入札参加資格確認申請期限の日以前に3月以上の恒常的な雇用関係（「工事現場における技術者等の配置について」第1の6の（2）のただし書き以下の要件に該

当する場合を含む。以下同じ。)にある者に限る。)を専任で配置できること。

② 発注概要書により専任を要しない主任技術者を要する場合

当該入札参加者と直接的な雇用関係にあり、かつ入札参加資格確認申請期限の日以前に3月以上の恒常的な雇用関係にある者を本工事の主任技術者として配置できること。(ただし本工事の契約工期中に、他工事に専任若しくは常駐で配置されるものを除く。)

- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (9) 本工事の調査業務、計画業務又は設計業務を行った者のうち、発注概要書に示す者でないこと。
- (10) 大仙市税及び美郷町税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者(適用除外事業所を除く。)であること。
- (11) その他の入札参加資格要件は、発注概要書に記載のとおりであること。

3 入札参加資格確認申請等

(1) 入札参加申請に必要な資料等の配布

大仙美郷介護福祉組合ホームページによる。(<http://daisenmisato.net/>)

(2) 入札参加資格申請書の提出

入札に参加しようとする者は、発注概要書に従い競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料(以下「入札参加資格確認申請書等」という。)を発注概要書に示す提出先及び期限内に1部提出すること。

(3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者(以下「落札候補者」という。)について行い、その他の者について確認は行わないものとする。

(4) 入札参加の辞退

入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあっては入札辞退届を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

(5) 設計図書等の閲覧

① 本件に係る仕様書、図面、契約書案、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあたっての留意事項(以下「設計図書等」という。)の閲覧は、大仙美郷介護福祉組合ホームページによる。

② 閲覧期間は発注概要書に示すとおりとする。

(6) 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問・回答は、電子メールにより行うものとし、連絡先、質問期限及び回答期限は発注概要書に示すとおりとする。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

請負代金額の10分の1以上（低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては10分の3以上）の金額とする。なお、納付方法等については、規則の規定による。

5 入札書等の提出等

(1) 提出方法

発注概要書に示す期日までに、郵送式条件付き一般競争入札要領に基づき入札書等を郵送により提出すること。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 見積内訳明細書の提出

見積内訳明細書を入札書の提出に合わせて提出すること。なお、提出方法については入札書の提出方法に準ずるものとする。

(4) 入札の執行

入札執行回数は、1回とする。（ただし、予定価格を入札公告時に公表しない場合にあっては2回までとする。）

6 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者（最低制限価格を設けた場合にあっては予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者）のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格が最も低い者が2者以上であるときは、別に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

(2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。

① 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある

と認められるとき

- ② 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき
- (3) (2) によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。
- (4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- (5) 管理者は、(2)において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。
- (6) (5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（大仙市の休日を定める条例（平成17年大仙市条例第10号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、管理者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、(5)の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合であっても、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して苦情の申立を行うことができる。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 大仙市建設工事等競争入札に関する基本要綱（以下、「基本要綱」という。）第12条第1項各号及び第2項各号に規定する入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (3) 見積内訳明細書を提出しなかった落札候補者又は提出された見積内訳明細書が次のいずれかに該当する場合における当該見積内訳明細書を提出した落札候補者のした入札
 - ① 提出者の商号若しくは名称の記載のないもの又は記載に誤りのあるもの
 - ② 建設工事の件名の記載のないもの
 - ③ 工事価格の記載のないもの又は工事価格と入札金額が異なるもの
 - ④ 入札金額の内訳の記載のないもの
- (4) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

8 配置予定技術者

- (1) 落札者は、入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置しなければならない。

- (2) 入札参加者は、他の工事の入札において落札したことにより入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を本工事に配置することができなくなった場合は、その旨を速やかに契約担当者に報告しなければならない。
- (3) 本工事に技術者を配置することができなくなった入札参加者がすでに落札決定されているときは、当該落札者のした入札は無効とみなすものとする。

9 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 工期は、事情により変更することがある。
- (4) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得及び入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。
- (5) 発注概要書により低入札価格調査制度を適用する場合にあつては、制度の運用については、大仙市建設工事低入札価格調査取扱要綱及び大仙市建設工事低入札価格調査取扱実施要領及び低入札調査基準価格を下回った入札に係わる取扱要領によるものとするほか、次によるものとする。
 - ① 入札参加者は、低入札価格調査の対象となった場合は、調査の円滑な実施に協力しなければならない。
 - ② 低入札価格調査を経て契約を締結する場合は、契約書案にかかわらず、契約の保証の額及び違約金の額を請負代金額の10分の3以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の2以内とする。
 - ③ 監理技術者等の専任配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査を経て契約を締結する場合は、本工事において求められる監理技術者等の要件と同一の要件（工事経歴に関する要件を除く。）を満たす者1名を、監理技術者等とは別に専任で配置しなければならない。

なお、増員配置される技術者は、施工中、監理技術者等を補助し、監理技術者等の職務と同様の職務を行うものとする。

また、当該技術者を配置することとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者等の通知と同様に契約担当者あて通知しなければならない。
 - ④ 低入札価格調査を経て契約を締結した場合において、下請負に付したときは、低価格受注によって下請負人へのしわ寄せが生じることのないよう配慮しなければならない。また、別に定める工事コスト調査の対象とされたときは、調査の円滑な実施に協力しなければならない。
- (6) 発注概要書により最低制限価格制度を適用する場合にあつては、制度の運用については、

大仙市最低制限価格取扱要綱によるものとする。

- (7) 落札決定通知日は、事情により変更することがある。
- (8) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、管理者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (9) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、規則、大仙市建設工事等競争入札に関する基本要綱及び大仙市建設工事条件付き一般競争入札実施要綱の定めるところによる。